

海老名市地質調査積算要領

(目的)

第1条 この要領は、海老名市が発注する建築工事の地質・土質調査、試験及び解析等に類する業務に係る必要な事項を定め、もって調査業務の適正な積算に資することを目的とする。

(適用基準)

第2条 地質調査に係る積算業務については、「地質調査積算基準」(国土交通省技術調査課)を準用する。

(その他)

第3条 本要領の規定において、別に定める場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。